

(3) 児童入所施設職員等に対するケア内容に関するヒアリング調査

児童入所施設職員等に対するケア内容に関するヒアリング調査を行い、児童入所施設を調査をする際の業務分類コードを開発し、入所児童におけるアセスメント項目の抽出、入所児童におけるアセスメントの妥当性の検討を行った。（分担研究報告参照）

第3章 全国の児童入所施設におけるケア資源の総量を把握に係る調査-児童入所施設の特徴-

1. 入所児童の状況

(1) 入所定員数及び在籍児童数

①入所定員数

平成20年3月1日時点の定員数及び在籍児童数について、入所定員数の合計が最も多い種類となった施設形態は、児童養護施設で29,956人(80.4%)であった。続いて、乳児院が3,351人(9.0%)、児童自立支援施設が2,854人(7.7%)、情緒障害児短期治療施設が1,111人(3.0%)であった。母子生活支援施設における入所定員世帯数は4,759世帯であった。

のことから、社会的養護を受けうる者としての総定員人数は、全体で37,272人および4759世帯であることが示された。この結果は、全体の80.4%を占めた児童養護施設の役割が大きいことを示していた。

入所定員数を施設数で除した入所定員数の平均値、すなわち1施設ごとの定員数となるが、これについては、児童自立支援施設が最も高く71.35人であった。続いて、児童養護施設が61.26人、情緒障害児短期治療施設が42.73人、乳児院が29.92人であった。母子生活支援施設における入所定員世帯数の平均値は19.83世帯であった。

乳児院の入所定員数(平均値)は、児童養護施設の約半数であり、最も小規模となっている。

表3-1 入所定員数

	入所定員数(人)			
	施設数	平均	標準偏差	合計
乳児院	n=112	29.92	15.88	3,351
児童養護施設	n=489	61.26	25.58	29,956
情緒障害児短期治療施設	n=26	42.73	8.49	1,111
児童自立支援施設	n=40	71.35	42.25	2,854
母子生活支援施設	n=240	19.83	7.74	4,759

注)児童養護施設は地域小規模児童養護施設を含む定員数

※母子生活支援施設は入所定員世帯数(世帯)

②施設種類別在籍児童人数

定員と別の実際の在籍児童数は、全体で33,303人であった。児童養護施設が最も多く、27,842人(83.6%)と示され、その施設平均人数は、56.94人であった。続いて、母子生活支援施設は、世帯は3677世帯で平均人数は、42.17人と多かった。児童自立支援施設は、1,489人(4.5%)で平均人数は37.23人、情緒障害児短期治療施設は、949人(2.9%)で平均人数が36.50人、乳児院は、3,023人(9.1%)で平均人数が26.99人であった。母子生活支援施設の在籍世帯数の平均値は15.32世帯であった。また、母子生活支援施設の在籍人数は、10,120人と多かった。

表 3- 2 在籍児童数

在籍児童数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計
乳児院	n= 112	26.99	14.68	3,023
児童養護施設	n= 489	56.94	23.26	27,842
情緒障害児短期治療施設	n= 26	36.50	11.33	949
児童自立支援施設	n= 40	37.23	30.12	1,489
母子生活支援施設(在籍世帯数)	n= 240	15.32	8.69	3,677
母子生活支援施設(在籍人数)		42.17	41.78	10,120

※有効回答施設分のみ

(3)定員数に対する入所児童（世帯）比率

施設種類ごとに差があり、最も入所児童の割合が高かったのは児童養護施設の 94.0%であった。続いて乳児院が 90.0%、情緒障害児短期治療施設が 86.0%、母子生活支援施設が 75.0%、最も低かったのは児童自立支援施設の 52.0%であった。

とくに児童自立支援施設は、施設数が 40 と少なく、定員数に対する入所児童比率も約半数と低かった。

表 3- 3 定員数に対する入所児童比率

定員数に対する入所児童比率(%) (在籍児童数／入所定員数)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n= 112	90.0%	12.0
児童養護施設	n= 489	94.0%	9.0
情緒障害児短期治療施設	n= 26	86.0%	21.0
児童自立支援施設	n= 40	52.0%	24.0
母子生活支援施設	n= 240	75.0%	25.0

※母子生活支援施設は在籍世帯数／入所定員世帯数(世帯)

(2) 入退所児童数

①入所した児童数

最も人数が多かったのは児童養護施設の 5,717 人で入所児童の 50.1%を占めていた。続いて、乳児院が多く、2,517 人（22.1%）、児童自立支援施設が 956 人（8.4%）、情緒障害児短期治療施設が 489 人（4.3%）であった。

平均入所児童数（入所児童数を施設数で除した入所児童数の平均値）が最も多い施設は、児童自立支援施設の 23.90 人であった。続いて、乳児院の 22.47 人、情緒障害児短期治療施設の 18.81 人、児童養護施設の 11.69 人となった。母子生活支援施設の入所世帯数の平均値は 7.21 世帯であった。入所児童数の平均値は、児童養護施設がもっとも少なかった。

表 3-4 入所児童数

	入所児童数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計 n= 11,410	構成比
乳児院	n= 112	22.47	19.07	2,517	22.1%
児童養護施設	n= 489	11.69	8.26	5,717	50.1%
情緒障害児短期治療施設	n= 26	18.81	12.39	489	4.3%
児童自立支援施設	n= 40	23.90	20.49	956	8.4%
母子生活支援施設	n= 240	7.21	5.80	1,731	15.2%

※母子生活支援施設は入所世帯数

②退所した児童数

退所児童数が最も多かったのは、児童養護施設の 5,402 人で 50.5%を占めていた。続いて乳児院が 2,391 人（22.5%）、児童自立支援施設が 899 人（8.4%）、情緒障害児短期治療施設が 322 人（3.0%）であった。母子生活支援施設の退所世帯数は 1,680 世帯であった。

平均退所児童数（退所児童数を退所児童数で除した退所児童数の平均値）が最も高かったのは、児童自立支援施設の 22.48 人であった。続いて、乳児院の 21.35 人、情緒障害児短期治療施設の 12.38 人、児童養護施設の 11.05 人であった。母子生活支援施設の退所世帯数の平均値は 6.96 世帯であった。退所児童数の平均値は、児童養護施設がもっとも少なかった。

表 3-5 退所児童数

	退所児童数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計 n= 10,710	構成比
乳児院	n= 112	21.35	16.66	2,405	22.5%
児童養護施設	n= 489	11.05	7.19	5,404	50.5%
情緒障害児短期治療施設	n= 26	12.38	7.37	322	3.0%
児童自立支援施設	n= 40	22.48	15.67	899	8.4%
母子生活支援施設	n= 240	6.96	5.15	1,680	15.7%

※母子生活支援施設は退所世帯数

③平均入所児童数と平均退所児童数の差

入所と退所との差が最も大きかったのは、情緒障害児短期治療施設の +6.43 人であった。

続いて、児童自立支援施設が+1.42人、乳児院が+1.12人、児童養護施設が+0.64人であった。母子生活支援施設は+0.25世帯であった。このうち情緒障害児短期治療施設では、他の施設に比較すると入所した者が退所者よりもかなり多かったことを示していた。

(3) 退所児童における年齢階層別退所者退所理由

平成18年度の入退所児童数の年齢階層別退所理由の内訳を以下に示した。いずれの施設でも（母子生活支援施設は除く）最も多い回答項目が「家庭復帰又は親戚引き取り」であった。

① 乳児院における退所理由

最も多かった理由は「家庭復帰又は親戚引き取り」で54.6%であった。続いて、「児童養護施設への措置変更」が30.6%、「養子縁組又は里親委託」が8.4%であった。

年齢階層別にみると、「0歳」と「1歳」において、「家庭復帰又は親戚引き取り」が最も多く7割以上であったが、「2歳」「3歳」「4歳以上」においては、「児童養護施設への措置変更」が最も多く5割以上を占めていた。

表3-6 退所児童における年齢階層別退所者退所理由（乳児院）

（上段：人、下段：年齢階層別退所理由の内訳 総%）

	乳児院（施設数：n=112）					
	0歳 n= 441	1歳 n= 641	2歳 n= 919	3歳 n= 345	4歳以上 n= 59	合計 n= 2,405
1. 家庭復帰又は親戚引き取り	375	471	334	115	19	1,314
	85.0%	73.5%	36.3%	33.3%	32.2%	54.6%
2. 養子縁組又は里親委託	24	82	74	18	3	201
	5.4%	12.8%	8.1%	5.2%	5.1%	8.4%
3. 児童養護施設へ措置変更		53	480	176	28	737
		8.3%	52.2%	51.0%	47.5%	30.6%
4. 情緒障害児短期治療施設へ措置変更		0	1	4	0	5
		0.0%	0.1%	1.2%	0.0%	0.2%
5. 他の乳児院へ措置変更	11	8	1	0	0	20
	2.5%	1.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.8%
6. 重症心身障害児施設へ措置変更	0	2	5	3	1	11
	0.0%	0.3%	0.5%	0.9%	1.7%	0.5%
7. 肢体不自由児施設へ措置変更	1	2	5	13	1	22
	0.2%	0.3%	0.5%	3.8%	1.7%	0.9%
8. 医療機関への入院	0	1	1	1	0	3
	0.0%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%
9. その他	30	22	18	15	7	92
	6.8%	3.4%	2.0%	4.3%	11.9%	3.8%

②児童養護施設の退所理由

最も多かった理由は、「家庭復帰又は親戚引き取り」で63.2%であった。続いて、「就職（自活）に伴う独立」が21.2%であった。「家庭復帰又は親戚引き取り」と「就職（自活）に伴う独立」とを合わせると退所児童の8割以上を占めていた。

年齢階層別にみると、「1~6歳」、「7~12歳」、「13~15歳」において、「家庭復帰又は親戚引き取り」が最も高く、6割~8割以上を占めていたが、「16~18歳」、「19歳以上」においては、「就職（自活）に伴う独立」が最も多く5割以上を占めていた。

表3-7 退所児童における年齢階層別退所者退所理由（児童養護施設）

(上段:人、下段:年齢階層別退所理由の内訳 総%)

	児童養護施設（施設数:n=489）					
	1~6歳 n=1,192	7~12歳 n=1,433	13~15歳 n=969	16~18歳 n=1,702	19歳以上 n=108	合計 n=5,404
1. 就職（自活）に伴う独立			80 8.3%	1,009 59.3%	58 53.7%	1,147 21.2%
2. 家庭復帰又は親戚引き取り	1,012 84.9%	1,238 86.4%	663 68.4%	483 28.4%	22 20.4%	3,418 63.2%
3. 養子縁組又は里親委託	77 6.5%	36 2.5%	10 1.0%	12 0.7%	0 0.0%	135 2.5%
4. 情緒障害児短期治療施設へ措置変更	7 0.6%	16 1.1%	12 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	35 0.6%
5. 児童自立支援施設へ措置変更	0 0.0%	30 2.1%	85 8.8%	13 0.8%	0 0.0%	128 2.4%
6. 他の児童養護施設へ措置変更	63 5.3%	55 3.8%	49 5.1%	11 0.6%	0 0.0%	178 3.3%
7. 自立援助ホームへ措置変更	0 0.0%	0 0.0%	12 1.2%	30 1.8%	5 4.6%	47 0.9%
8. 知的障害児施設へ措置変更	16 1.3%	30 2.1%	36 3.7%	28 1.6%	6 5.6%	116 2.1%
9. 医療機関への入院	1 0.1%	3 0.2%	4 0.4%	3 0.2%	2 1.9%	13 0.2%
10. その他	16 1.3%	25 1.7%	18 1.9%	113 6.6%	15 13.9%	187 3.5%

③情緒障害児短期治療施設の退所理由

最も多かった理由は、「家庭復帰又は親戚引き取り」で66.8%であった。続いて、「児童養護施設への措置変更」が18.3%、「就職（自活）に伴う独立」が3.7%、「知的障害児施設へ措置変更」が2.8%であった。「養子縁組又は里親委託」はわずか2.2%であった。

年齢階層別にみると、「1～6歳」、「7～12歳」、「13～15歳」、「16～18歳」において、「家庭復帰又は親戚引き取り」が最も高く、6割以上を占めた。「19歳以上」は「就職（自活）に伴う独立」が最も多く3分の1を占めた。

表3-8 退所児童における年齢階層別退所者退所理由（情緒障害児短期治療施設）
(上段:人、下段:年齢階層別退所理由の内訳 総%)

	情緒障害児短期治療施設（施設数:n= 26）					
	1～6歳 n= 1	7～12歳 n= 117	13～15歳 n= 150	16～18歳 n= 48	19歳以上 n= 6	合計 n= 322
1. 就職（自活）に伴う独立			0	10	2	12
			0.0%	20.8%	33.3%	3.7%
2. 家庭復帰又は親戚引き取り	1 100.0%	77 65.8%	104 69.3%	32 66.7%	1 16.7%	215 66.8%
3. 養子縁組又は里親委託	0 0.0%	2 1.7%	3 2.0%	2 4.2%	0 0.0%	7 2.2%
4. 児童養護施設へ措置変更	0 0.0%	29 24.8%	30 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	59 18.3%
5. 児童自立支援施設へ措置変更	0 0.0%	1 0.9%	6 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 2.2%
6. 他の情緒障害児短期治療へ措置変更	0 0.0%	6 5.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 1.9%
7. 自立援助ホームへ措置変更	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
8. 知的障害児施設へ措置変更	0 0.0%	2 1.7%	5 3.3%	1 2.1%	1 16.7%	9 2.8%
9. 医療機関への入院	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	1 0.3%
10. その他	0 0.0%	0 0.0%	2 1.3%	3 6.3%	1 16.7%	6 1.9%

④児童自立支援施設の退所理由

最も多かった理由は、「家庭復帰又は親戚引き取り」で70.2%であった。続いて、「就職（自活）に伴う独立」が9.6%、「児童養護施設への措置変更」が4.9%、「他の児童自立支援施設へ」が2.9%、「（初等・中等・特別）少年院への措置変更」が2.9%であった。「養子縁組又は里親委託」は0.9%であった。「家庭復帰又は親戚引き取り」と「就職（自活）に伴う独立」を合計すると8割以上になっている。

年齢階層別にみると、「7～12歳」「13～15歳」「16～18歳」において、「家庭復帰又は親戚引き取り」が最も高く、5割から7割以上を占めた。「19歳以上」は「就職（自活）に伴う独立」が最も多く7割以上を占めた。

表3-9 退所児童における年齢階層別退所者退所理由（児童自立支援施設）

（上段：人、下段：年齢階層別退所理由の内訳 縦%）

児童自立支援施設（施設数：n=40）					合計 n=899
	7～12歳 n=52	13～15歳 n=635	16～18歳 n=205	19歳以上 n=7	
1. 就職（自活）に伴う独立		28 4.4%	53 25.9%	5 71.4%	86 9.6%
2. 家庭復帰又は親戚引き取り	37 71.2%	476 75.0%	117 57.1%	1 14.3%	631 70.2%
3. 養子縁組又は里親委託	0 0.0%	5 0.8%	3 1.5%	0 0.0%	8 0.9%
4. 児童養護施設への措置変更	10 19.2%	28 4.4%	6 2.9%	0 0.0%	44 4.9%
5. 情緒障害児短期治療施設への措置変更	2 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.2%
6. 他の児童自立支援施設への措置変更	1 1.9%	23 3.6%	2 1.0%	0 0.0%	26 2.9%
7. 自立援助ホームへの措置変更	0 0.0%	3 0.5%	4 2.0%	0 0.0%	7 0.8%
8. 知的障害児施設への措置変更	2 3.8%	7 1.1%	1 0.5%	0 0.0%	10 1.1%
9. （初等・中等・特別）少年院への措置変更	0 0.0%	21 3.3%	5 2.4%	0 0.0%	26 2.9%
10. 医療少年院への措置変更	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.1%
11. 医療機関への入院	0 0.0%	4 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	4 0.4%
12. その他	0 0.0%	40 6.3%	13 6.3%	1 14.3%	54 6.0%

⑤母子生活支援施設における退所の理由

「住宅事情が改善したため」が23.8%で最も高かった。続いで、「経済的自立度が高まったので」が18.7%、「希望退所（本人が勝手に退所した場合を含む）」が16.1%、「日常生活・身辺、精神的自立が高まったので」が15.0%、「再婚又は復縁するので」が10.4%となった。

母子生活支援施設における退所世帯の特徴として、短期間の入居世帯は希望退所が多い傾向があり、長期間の入居世帯は経済的自立度が高まったことが退所理由として多い傾向がみられる。また住宅事情の改善により退去した世帯数は入所期間とあまり関連が無いことから、住宅事情が改善されれば、退所できる世帯が一定数は、存在していることが推察される。

表3-10 母子生活支援施設における世帯の入所期間別退所理由

(上段:人、下段:年齢階層別退所理由の内訳 縦%)

	母子生活支援施設（施設数:n=240）					
	6か月未満 n= 391	6か月以上 1年未満 n= 269	1年以上 2年未満 n= 386	2年以上 5年未満 n= 403	5年以上 n= 231	合計 n= 1,680
1. 経済的自立度が高まったので	37 9.5%	29 10.8%	85 22.0%	99 24.6%	63 27.3%	313 18.6%
2. 日常生活・身辺、精神的自立が高まったので	38 9.7%	36 13.4%	64 16.6%	68 16.9%	45 19.5%	251 14.9%
3. 住宅事情が改善したため	76 19.4%	60 22.3%	96 24.9%	104 25.8%	64 27.7%	400 23.8%
4. 子どもの年齢が20歳を超えたので	0 0.0%	1 0.4%	1 0.3%	5 1.2%	9 3.9%	16 1.0%
5. 再婚又は復縁するので	75 19.2%	28 10.4%	32 8.3%	29 7.2%	11 4.8%	175 10.4%
6. 希望退所 (勝手に退所した場合を含む)	104 26.6%	60 22.3%	51 13.2%	40 9.9%	15 6.5%	270 16.1%
7. 子どもの措置変更のため (母親は別居所へ)	5 1.3%	6 2.2%	12 3.1%	10 2.5%	0 0.0%	33 2.0%
8. 母親の措置変更のため (子どもは施設等へ)	8 2.0%	10 3.7%	8 2.1%	9 2.2%	3 1.3%	38 2.3%
9. その他	48 12.3%	39 14.5%	37 9.6%	39 9.7%	21 9.1%	184 11.0%

※母子生活支援施設は入所期間別退所理由(世帯)

(4) 加算該当児童数

平成 20 年 3 月 1 日時点での国が定める被虐待児受入加算に該当する児童の合計数及び 1 施設当たり平均該当児童数は下記のとおりである。

各施設の「在籍児童に対する加算該当児童の割合」の平均（加算該当児童の無い施設も含む）は、下記のとおりである。被虐待児受入加算の加算該当児童の割合の平均は、児童養護施設では約 1 割であり、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では 2 割前後である。

なお、母子生活支援施設では、特別生活指導費加算の対象世帯が全体の 46.0% であった。

表 3- 11 被虐待児受入加算施設児童数

	被虐待児受入加算施設児童数(人)			
	施設数	平均	標準偏差	合計
乳児院	n= 112	4.42	4.37	495
児童養護施設	n= 489	4.62	4.23	2,261
情緒障害児短期治療施設	n= 26	6.85	4.11	178
児童自立支援施設	n= 40	6.10	9.42	244
母子生活支援施設	n= 240	3.50	5.08	816
乳児院 (病虚弱児等児童加算)	n= 112	4.05	6.35	449
母子生活支援施設 (特別生活指導費加算 の対象世帯)	n= 240	3.99	6.59	926

表 3- 12 在籍児童に対する加算該当児童の割合

	在籍児童に対する加算該当児童の割合(%)		
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n= 112	17.0	10.0
児童養護施設	n= 489	9.0	6.0
情緒障害児短期治療施設	n= 26	20.0	12.0
児童自立支援施設	n= 40	20.0	15.0
母子生活支援施設	n= 240	22.0	14.0
乳児院 (病虚弱児等児童加算)	n= 112	22.0	18.0
母子生活支援施設 (特別生活指導費加算 の対象世帯)	n= 240	46.0	27.0

(5) 平均入所期間

最も長い施設は児童養護施設で 57.19 月（変動係数 35.2）であった。続いて、母子生活支援施設が 32.16 月（変動係数 57.8）、情緒障害児短期治療施設が 23.46 月（変動係数 29.8）、乳児院が 14.22 月（変動係数 27.4）、児童自立支援施設が 13.45 月（変動係数 37.2）であった。変動係数は、母子生活支援施設が最も高く、個人差が大きいことを示していた。次いで、児童自立支援施設、児童養護施設の順に個人差が大きいことがわかった。

表 3- 13 平均入所期間（月単位）

平均児童入所期間(単位:か月)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n= 112	14.22	3.9
児童養護施設	n= 489	57.19	20.1
情緒障害児短期治療施設	n= 26	23.46	7.0
児童自立支援施設	n= 40	13.45	5.0
母子生活支援施設	n= 240	32.16	18.0

※母子生活支援施設は平均世帯入所期間

2. 児童入所施設の運営状況

(1) 児童 1 人当たり予算

平成 18 年度の予算を参考に、在籍児童 1 人当たり予算（年間）を算出した結果、児童 1 人当たり予算が最も高いのは、乳児院で 7,525 千円であった。続いて、情緒障害児短期治療施設が 4,746 千円、児童養護施設が 3,430 千円、母子生活支援施設が 3,341 千円、児童自立支援施設が 1,903 千円であった。

児童養護施設について、施設規模別に児童 1 人当たりの予算をみると、児童養護施設では、施設入所定員数で分けた場合の施設規模別にみると、定員数の少ない施設の方がやや 1 人当たり予算が高くなる傾向がみられた。

表 3- 14 児童 1 人当たり予算

単位:千円

児童一人当たり予算			
	施設数	平均	標準偏差
児童養護施設	n= 489	3,430	828
乳児院	n= 112	7,525	2,001
情緒障害児短期治療施設	n= 26	4,746	673
児童自立支援施設	n= 40	1,903	741
母子生活支援施設	n= 240	3,341	1,381

表3-15 施設規模別児童1人当たり予算（児童養護施設）

単位：千円

【児童養護施設】施設規模別児童一人当たり予算					
	施設数	平均	標準偏差	最大	最小
① ~40名	n= 108	4,061	828	6,270	2,565
②41~60名	n= 189	3,511	745	6,201	2,187
③61~80名	n= 111	3,032	654	5,976	728
④81~100名	n= 52	2,944	585	5,189	1,025
⑤100名超	n= 29	2,936	633	4,893	2,448
総数	n= 489	3,430	828	6,270	728

(2) 施設種類別常勤および非常勤職員数

平成20年3月1日時点で契約のある全施設種別ごとの職員数は、常勤職員・非常勤職員ごとに分析した。

①施設当たりの常勤職員数の平均値

最も高かったのは、児童自立支援施設28.10人であった。続いて、乳児院が26.02人、情緒障害児短期治療施設が22.81人、児童養護施設が22.38人、母子生活支援施設が5.50人であった。

②常勤職員1人当たりの平均児童数

常勤職員1人当たりの平均児童数を単純計算したところ、平均値が最も高かったのは、児童自立支援施設で4.93人であった。続いて、児童養護施設が2.87人、情緒障害児短期治療施設が1.60人、乳児院が1.07人であった。母子生活支援施設における常勤職員1人当たりの世帯数の平均値は、5.99世帯であった。

③施設当たりの非常勤職員の平均値

最も高かったのは、児童自立支援施設で11.18人であった。続いて、情緒障害児短期治療施設が8.50人、乳児院が8.20人、児童養護施設が6.43人、母子生活支援施設が3.56人であった。

④非常勤職員1人当たりの平均児童数

非常勤職員1人当たりの平均児童数を単純計算したところ、最も高かったのは、児童養護施設で14.97人であった。続いて情緒障害児短期治療施設が8.37人、乳児院が5.46人、児童自立支援施設が1.28人であった。母子生活支援施設における非常勤職員1人当たりの世帯数の平均値は、3.07世帯であった。

⑤常勤職員一人当たりの児童数および常勤及常勤的非常勤職員を含めた一人当たり児童数の変動係数

常勤職員一人当たりの児童数において、変動係数が最も高かったのは、児童養護施設で177で、次いで自立支援施設で145だった。乳児院や情緒障害児短期治療施設は、それぞれ32.7、29.4とかなり低かった。

しかし、常勤及常勤的非常勤職員を含めた一人当たり児童数においては、乳児院が最も高く139、次いで情緒障害児短期治療施設が125、児童養護施設が101となっていた。このことは、常勤人数での一人当たり児童数の施設間の差異においては、実態として、乳児院や情緒障害児短期治療施設において、かなり施設による違い差が大きいが、児童自立支

援施設や母子生活支援施設においては、施設間の差は前述の施設よりは、大きくなことを示していた。

⑥各施設別の非常勤職員の割合

母子生活支援施設が最も高く40.0%であった。続いて、児童自立支援施設が30.0%、乳児院が26.0%、情緒障害児短期治療施設が25.0%、児童養護施設が22.0%であった。児童養護施設は非常勤職員の割合が低く、一方、割合が高いのは母子生活支援施設である。

表3-16 施設種類別職員数

	施設数	常勤職員数(人)		職員一人当たり児童数	
		平均	標準偏差	平均	標準偏差
児童養護施設	n= 489	22.38	7.45	2.87	5.08
乳児院	n= 112	26.02	12.36	1.07	0.35
情緒障害児短期治療施設	n= 26	22.81	3.94	1.60	0.47
児童自立支援施設	n= 40	28.10	15.42	4.93	7.16
母子生活支援施設	n= 240	5.50	3.28	5.99	5.47

※母子生活支援施設は「職員1人あたり世帯数」の値である(下表も同様)

※この集計における「非常勤職員」には、常勤的非常勤も含まれている(下表も同様)

	施設数	非常勤職員数(人)		職員一人当たり児童数	
		平均	標準偏差	平均	標準偏差
児童養護施設	n= 489	6.43	5.44	14.97	15.17
乳児院	n= 112	8.20	5.75	5.46	7.60
情緒障害児短期治療施設	n= 26	8.50	5.94	8.37	10.49
児童自立支援施設	n= 40	11.18	6.57	1.28	0.58
母子生活支援施設	n= 240	3.56	2.57	3.07	1.82

表3-16-2 常勤職員一人当たりの児童数および常勤及常勤的非常勤職員を含めた一人当たり児童数の変動係数

	常勤	常勤+常勤的非常勤
児童養護施設	177	101
乳児院	32.7	139
情緒障害児短期治療施設	29.4	125
児童自立支援施設	145	45.3
母子生活支援施設	91.3	59.3

表3-17 非常勤職員の割合

	非常勤職員の割合(%)		
	施設数	平均	標準偏差
児童養護施設	n= 489	22.0%	14.0%
乳児院	n= 112	26.0%	16.0%
情緒障害児短期治療施設	n= 26	25.0%	14.0%
児童自立支援施設	n= 40	30.0%	13.0%
母子生活支援施設	n= 240	40.0%	18.0%

(3) 施設種類別直接ケア職員及び専門職種等の職員配置状況

①直接ケア職種の職員 1人当たり児童数（在籍児童数を常勤換算職員数で除したもの）の平均値

児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に基づく児童の年齢に応じた職員の配置を考慮せず、単純に比較すると、職員 1 人当たり児童数が最も高い施設は、児童養護施設で 3.68 人（変動係数 41.3）であった。つまり、ケアの対象となる児童数に対して職員配置が最も手薄いことを示していた。続いて、児童自立支援施設が 2.69 人（変動係数 73.2）、母子生活支援施設が 2.45 人（変動係数 41.6）、情緒障害児短期治療施設が 2.32 人（変動係数 31.8）、乳児院が 1.82 人（変動係数 51.7）であった。

ケアの対象となる児童数に対して職員配置が最も高いのは乳児院であり、最も低いのは児童養護施設であった。ただし、乳児院は、変動係数が 51.7 ともっとも高く、配置においての施設間の差が大きく、一方、もっとも変動係数が低かったのは、情緒障害児短期治療施設で 31.8 であり、施設による差は、この 5 種別の中では、もっとも低いことが示された。

②非常勤職員の割合

母子生活支援施設が最も高く 17.0% であった。続いて乳児院と情緒障害児短期治療施設が 10.0%、児童養護施設と児童自立支援施設が 6.0% であった。母子生活支援施設において直接ケア職員の非常勤職員割合が他の施設に比べて高い傾向にあった。

表 3-18 直接ケア職種の職員 1 人当たり児童数

直接ケア職種の職員一人当たり児童数(児童数/配置人数※常勤換算)				
	施設数	平均	標準偏差	非常勤職員割合
児童養護施設	n= 489	3.68	1.52	6.0%
乳児院	n= 111	1.82	0.94	10.0%
情緒障害児短期治療施設	n= 26	2.32	0.76	10.0%
児童自立支援施設	n= 40	2.69	1.97	6.0%
母子生活支援施設	n= 240	2.45	1.02	17.0%

※直接ケア職種の非常勤割合は勤務時間調査データから算出したもの

③専門ケア職種（心理療法担当職員、家庭支援専門相談員）の職員 1 人当たり児童数の平均値

児童養護施設がケアの対象となる児童数に対して専門ケア職種の職員配置が最も手薄かった。家庭支援専門相談員については、乳児院の職員配置が最も高かった。心理療法担当職員については、情緒障害児短期治療施設が最も高い職員配置となっていた。

表3-19 専門ケア職種の職員1人当たり児童数

	専門ケア職種の職員一人当たり児童数(児童数/配置人数(常勤+非常勤)) [*]			
	心理療法担当職員	家庭支援専門相談員	施設数	平均
乳児院	n= 37	28.26	n= 87	24.11
児童養護施設	n= 312	45.05	n= 324	57.18
情緒障害児短期治療施設	n= 23	7.47	n= 16	38.63
児童自立支援施設	n= 20	29.71	n= 12	31.50
母子生活支援施設	n= 72	13.44		

※母子生活支援施設は、世帯数／配置人数

※専門ケア職種等の職員一人当たり児童数は勤務時間調査データから算出したもの

④施設規模別児童養護施設の専門ケア職種の配置状況

児童養護施設の例において、家庭支援専門相談員は、約6割～7割の施設が配置しており、規模別の差異はほとんどみられなかった。心理療法担当職員は、約5割～8割の施設が配置を行っており、規模が拡大するに従って割合が高くなる傾向がみられた。

表3-20 施設規模別職種集計- 家庭支援専門相談員（児童養護施設）

	【児童養護施設】施設規模別職種集計-家庭支援専門相談員		
	一人以上いる施設数	施設割合	平均人数
① ~40名	n= 66	62.9%	1.02
②41～60名	n= 137	75.3%	1.00
③61～80名	n= 68	64.2%	1.04
④81～100名	n= 35	74.5%	1.00
⑤100名超	n= 18	69.2%	1.00
総数	n= 324	69.5%	1.01

表3-21 施設規模別職種集計－心理療法担当職員（児童養護施設）

【児童養護施設】施設規模別職種集計－心理療法担当職員			
	一人以上 いる施設数	施設割合	平均人数
①～40名	n= 50	47.6%	1.40
②41～60名	n= 124	68.1%	1.80
③61～80名	n= 78	73.6%	1.59
④81～100名	n= 39	83.0%	1.59
⑤100名超	n= 21	80.8%	2.00
総数	n= 312	67.0%	1.67

(4) 平均ボランティア・実習生の受け入れ人数の状況

①ボランティアの受け入れ数（述べ人数）の平均値

児童養護施設が最も多く、258名であった。続いて、乳児院が176名、情緒障害児短期治療施設が122名、児童自立支援施設が97名、母子生活支援施設が38名であった。

表3-22 ボランティアの受け入れ数

ボランティア受け入れ数(平成18年度延べ人数)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n= 112	176	236
児童養護施設	n= 489	258	462
情緒障害児短期治療施設	n= 26	122	191
児童自立支援施設	n= 40	97	157
母子生活支援施設	n= 240	38	102

②実習生の受け入れ数（述べ人数）

児童養護施設が最も多く317名であった。続いて、情緒障害児短期治療施設が249名、乳児院が218名、児童自立支援施設が108名、母子生活支援施設が66名であった。児童養護施設の標準偏差が1,749名、情緒障害児短期治療施設の標準偏差が478名であり、これらの施設では施設間で受け入れ数にばらつきが大きいこともわかった。

表3-23 実習生の受け入れ数

実習生受け入れ数(平成18年度延べ人数)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n= 112	218	251
児童養護施設	n= 489	317	1,749
情緒障害児短期治療施設	n= 26	249	478
児童自立支援施設	n= 40	108	105
母子生活支援施設	n= 240	66	184

(5) ケアの形態

各施設におけるケアの形態及びその運営施設数、定員数、在籍児童数、職員1人当たり児童数、夜間配置職員数を分析した。

なお、各ケアの形態は、ケアの単位（生活体系を共にするグループ・居室単位とは異なる）ごとに施設が回答した内容に基づいている。ただし、施設種類別にケアの特徴を捉えるため、児童養護施設については各ケア単位が20人以上を「大舎」、13~19人を「中舎」、12人以下を「小舎」として集計を行った。また、乳児院については小規模グループケアの有無別、児童自立支援施設については夫婦制・交替制・併立制別に分けて集計を行った。

① 乳児院におけるケアの提供体制

乳児院では、小規模グループケアを有している施設は全体の25.2%であった。

在籍児童数については、小規模グループ有りの乳児院が平均4.14人であるのに対して、小規模グループケア以外のケアの形態は平均14.70人であり、同じ乳児院であっても相当の開きがあるといえる。職員1人当たり児童数については、小規模グループ有りの乳児院が1.61人であるのに対して、小規模グループケア以外のケアの形態は1.86人であり、小規模グループケア有りの乳児院の方が、職員配置が手厚かった。

表3-24 乳児院におけるケアの形態

乳児院 (施設数:n=111)			
		小規模 グループ ケア以外の ケアの形態	小規模 グループ ケア
保有施設数	施設数	111	28
	%	100.0%	25.2%
舎数		251	28
一舎当たり定員数	平均	16.10	4.32
一舎当たり在籍児童数	平均	14.70	4.14
当該ケア形態における 職員一人当たり児童数	平均	1.86	1.61
当該ケア形態における 夜間配置職員数	平均	1.51	0.58

※「ケアの形態」無回答施設 n=1

※職員一人当たり児童数は、すべて常勤換算した直接ケア職種の配置職員数を基に算出

※各ケアの形態で施設の重複あり

② 児童養護施設におけるケアの提供体制

児童養護施設において、「大舎」の体制をとっている保有施設数（重複含む）は全体の75.8%であった。「中舎」は19.5%、「小舎」は23.4%であった。

このうち、「小規模グループケア」を採用している児童養護施設は43.4%であり、「地域小規模児童養護施設」は22.7%、その他のグループホームを有している児童養護施設は11.3%であった。

各提供体制別にみた定員数の平均値は、「大舎」が最も多く45.65人であった。続いて

「中舎」が 15.43 人、「小舎」が 8.82 人、「小規模グループケア」が 7.27 人、「その他グループホーム」が 6.21 人、「地域小規模児童養護施設」が 5.99 人であった。在籍児童数についても同様の傾向であった。

各ケア提供体制別にみた職員 1 人当りの児童数の平均値は、「大舎」が最も多く 4.43 人であった。続いて「中舎」が 3.91 人、「小舎」が 3.39 人、「小規模グループケア」が 3.08 人、「その他グループホーム」が 2.59 人、「地域小規模児童養護施設」が 2.75 人であった。

表 3- 25 児童養護施設におけるケアの提供体制

		児童養護施設 (施設数:n= 489)					
		大舎	中舎	小舎	小規模 グループ ケア	地域小規模 児童養護 施設	その他 グループ ホーム
保有施設数	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8%	19.5%	23.4%	43.4%	22.7%	11.3%
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎当たり定員数		平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99
一舎当たり在籍児童数		平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81
当該ケア形態における 職員一人当たり児童数		平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75
							2.59

組み合わせで保有するケアの提供体制については、「大舎単独」が 63.8% であり 6 割以上を占めていた。続いて「小舎単独」が 13.5%、「大舎・中舎」の組み合わせが 7.4%、「中舎単独」が 5.5%、「中舎・小舎」の組み合わせが 5.3%、「大舎・小舎」の組み合わせが 3.3% であった。

ケアの提供体制と「小規模グループケア」「地域小規模児童養護施設」「その他グループホーム」の形態の関係についてみると、「小規模グループケア」を最も多く採用しているのは「小舎単独」であり 72.7% であった。最も少なかったのは、「大舎単独」の 33.3% であり、ケアの提供体制が小さくなるほど「小規模グループケア」の採用割合が大きくなる傾向がみられた。

「地域小規模児童養護施設」を最も多く採用している施設は、「小舎単独」であり 45.5% であった。最も少ない施設は「大舎・中舎」「大舎・中舎・小舎」の組み合わせで 16.7% であり、ケアの提供体制が小さくなるほど「地域小規模児童養護施設」の採用割合が大きくなる傾向がみられた。

「その他グループホーム」を最も多く採用しているのは、「小舎単独」の 39.4% であり、この場合もケアの提供体制が小さくなるほど「その他グループホーム」の採用割合が大きくなる傾向がみられた。

表3-26 組み合わせで保有するケアの形態（児童養護施設）

		ケアの形態内訳	小規模グループケア有り	地域小規模児童養護施設有り	その他グループホーム有り
大舎単独	施設数	312	104	59	18
	%	63.8%	33.3%	18.9%	5.8%
大舎・中舎	施設数	36	21	6	2
	%	7.4%	58.3%	16.7%	5.6%
大舎・小舎	施設数	16	9	3	1
	%	3.3%	56.3%	18.8%	6.3%
中舎単独	施設数	27	13	5	4
	%	5.5%	48.1%	18.5%	14.8%
中舎・小舎	施設数	26	13	7	4
	%	5.3%	50.0%	26.9%	15.4%
小舎単独	施設数	66	48	30	26
	%	13.5%	72.7%	45.5%	39.4%
大舎・中舎・小舎	施設数	6	4	1	0
	%	1.2%	66.7%	16.7%	0.0%

※ 各%は、横の合計に占める割合。

ただし、「ケアの形態内訳」の%は、児童養護施設全体の有効回答施設数に占める割合。

③情緒障害児短期治療施設におけるケアの提供体制

最も多い施設は、「大舎・中舎」であり 88.5%で、8 割以上であった。続いて「小舎」が 19.2%、「小規模グループケア」が 11.5%であった。

ケアの提供体制別の定員数の平均値をみると、「大舎・中舎」が最も多く 37.13 人であり、「小舎」が 8.10 人、「小規模グループケア」が 5.67 人であった。在籍児童数も同様の傾向であった。

ケアの提供体制別の職員 1 人当たりの児童数（平均値）をみると、「小舎」が最も多く 2.98 人であり、続いて「大舎・中舎」が 2.32 人、「小規模グループケア」が 1.33 人であった。すなわち、児童数に対して最も職員配置が手厚いケアの形態は「小規模グループケア」であった。

ケアの提供体制別の夜間配置職員数（平均値）は、「大舎・中舎」が 2.00 人、「小舎」が 0.90 人、「小規模グループケア」が 1.33 人であった。「大舎・中舎」が概ね 2 人体制、「小舎」「小規模グループケア」は、概ね 1 人体制であった。

表 3- 27 情緒障害児短期治療施設におけるケアの提供体制

		情緒障害児短期治療施設 (施設数:n= 26)		
保有施設数	施設数 %	大舎	小舎	小規模 グループ ケア
		23 88.5%	5 19.2%	3 11.5%
舎数		28	15	3
一舎当たり定員数	平均	37.13	8.10	5.67
一舎当たり在籍児童数	平均	31.39	7.35	4.67
当該ケア形態における職員一人当たり児童数	平均	2.32	2.98	1.33
当該ケア形態における夜間配置職員数	平均	2.00	0.90	1.33

④児童自立支援施設におけるケアの提供体制

最も多い施設は「交替制」の 76.9%であり、7 割以上を占めていた。続いて「夫婦制」が 33.3%、「並立制」が 10.3%であった。

提供体制別にみた定員数の平均値は「交替制」が最も多く 17.26 人であった。続いて「夫婦制」が 11.75 人、「並立制」が 9.50 人であった。在籍児童数についても同様の傾向であった。

提供体制別にみた職員 1 人当たり児童数（平均値）で最も多かったのは、「夫婦制」であり 4.15 人であった。続いて「並立制」が 3.69 人、「交替制」が 1.87 人であった。「交替制」の数値が低かった。

このことから、「夫婦制」よりも、「交替制」が 1 人の児童に対して、より多くの職員が関わっていたことがわかる。

提供体制別にみた夜間配置職員数（平均値）は、「並立制」が最も多く 1.75 人であった。続いて、「交替制」が 1.55 人、「夫婦制」が 1.54 人であった。「交替制」と「夫婦制」ではほぼ違いはないことがわかった。

表 3- 28 児童自立支援施設におけるケアの提供体制

		児童自立支援施設 (施設数:n= 40)		
保有施設数	施設数 %	夫婦制	交替制	並立制
		13 33.3%	30 76.9%	4 10.3%
舎数		69	86	7
一舎当たり定員数	平均	11.75	17.26	9.50
一舎当たり在籍児童数	平均	8.45	9.16	7.38
当該ケア形態における職員一人当たり児童数	平均	4.15	1.87	3.69
当該ケア形態における夜間配置職員数	平均	1.54	1.55	1.75

※児童自立支援施設の寮舎運営は、夫婦制と交替制に大別される他に、

並立制と呼ばれる一組の婚姻外の男女を基本とする形態も存在する。